

令和元年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和元年10月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 19名
1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭 6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦
9番・清水 利秋 10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪
13番・宮嶋 睦子 14番・平 克洋 15番・吉田 清 16番・波能 隆
17番・柿木 和恵 18番・鈴木 剛 19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 津村事務局長 大谷農地係長 長根農地係主任
荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 14番・平 克洋 15番・吉田 清
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (6) 議案第6号 農地・非農地の判断について
 - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は19名でございます。
- 旭川市農業委員会部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立いたしております。
- それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 14番平委員、15番吉田委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷 係長） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、西神楽地区で3件、東旭川区で1件の、あわせて4件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番ないし4番につきましては、売主が所有する農地を買主に売却し、買主が経営の安定を図る案件です。
- いずれも、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員（平 克洋） はい、14番平です。
- 番号1番ないし3番について、補足説明します。
- 番号1番ないし3番につきましては、いずれも買主が借り受けて耕作していた農地を買い受ける案件であり、権利取得後において、農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしく願いします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
- 番号4番について、補足説明します。

番号4番につきましては、買主は対象地の隣接地を耕作しており、権利取得後において、農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし4番について、審議願います。御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きますので、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を御説明いたします。
議案の3ページを御覧ください。
本申請は、今年度の第4回定例農地部会において転用申請の審議を行い、令和元年9月26日付けで北海道から許可があったものに係る事業計画変更申請です。
変更内容としましては、議案の右側に記載のとおり事業の終期を変更するものであります。
詳細につきましては、資料にて御説明いたします。
議案第2号資料の意見書案を御覧ください。
借主は申請地を市の除雪事業に使用するために申請したもので、市の除雪担当部局と協議した際に3月末までの期限では融雪が完了しないことが判明したことから、今回の変更申請を行うものです。
変更後の工事期間は5月末となっておりますが、申請地における農地利用の観点から、6月から耕作を開始した場合でも収穫が可能であります。
貸主としては、本転用の完了後の農地の利用に向けて耕作者を探し、もし探せなかった場合は、自ら牧草又はイモ等を植えるなどにより農地を管理する予定であると聞いております。
今回の工事計画の変更は、周辺地域での営農に支障を及ぼすものではなく、周辺地域に及ぼす影響は当初の申請と同程度と認められます。
以上のことから、今回の事業計画変更については転用許可相当であると考えられます。
以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員（松木 一幸） 7番松木です。
番号1番につきましては、冬場の堆雪場として地域の雪を堆積するための一時転用であります。
今回は、終期を5月に変更する申請ではありますが、借主が行う除雪事業において3月では融雪しきれないため変更申請を希望しているものです。
申請地の今後の農地利用については、貸主から、6月からの耕作に向けた計画を聞いていることも踏まえ、変更申請はやむを得ないと考えます。
よろしく御審議のほどお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、西神楽地区で1件となっております。
集積面積は、2.13ヘクタールでございます。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番につきましては、農地保有合理化事業による売買となっております。
この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

- 委員（吉田 清） 15番吉田です。
所有権移転の番号1番について補足説明します。
番号1番につきましては、買主は、北海道農業公社から農地を借り受けて耕作していましたが、期間満了に伴い譲渡を受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転の番号1番について審議願ひます。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願ひについて」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願ひについて」を御説明いたします。
合計6件の願ひ出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、江神地区で2件、東旭川地区で3件となっています。
願ひ出地の所在地区を担当する調査委員が現地を確認した結果は、表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。
現地目証明事務処理要領第11条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願ひします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
番号1番について補足説明します。
番号1番につきましては、従前から山林となっていることから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。
- 委員（清水 利秋） はい、9番清水です。
番号2番及び3番について、補足説明します。
番号2番につきましては、従前から道路であったことから、農採地以外と判断しました。
番号3番につきましては、従前から宅地の一部及び家庭菜園となっていることから農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。
- 委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。

番号4番について、補足説明します。

番号4番につきましては、従前から住宅、車庫、納屋があったほか、家庭菜園であったことから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○委員（高倉 伸淳）

はい、10番高倉です。

番号5番について、補足説明します。

番号5番につきましては、従前から住宅、納屋があったほか、家庭菜園であったことから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○委員（鹿野 直子）

はい、6番鹿野です。

番号6番については、従前から用悪水路及び宅地の一部であったことから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛）

それでは、番号1番ないし6番について審議願ひます。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（鈴木 剛）

発言がありませんので、議案第4号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛）

続きまして、日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任）

事務局。

日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案第5号及び議案第5号資料を御覧ください。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、「市町村長は農業委員会の意見を聴くものとする。」とされており、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や、農地の利用関係の調整等において重要な役割を担っているため、旭川市長からこの計画変更についての意見を求められているものです。

今回につきましては、編入が17件、除外が1件となっておりますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛）

それでは、議案第5号について審議願ひます。

御意見、御質問はございませんか。

- 委員 (意見なし。)
- 議長 (鈴木 剛) 発言がありませんので、議案第5号「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を、旭川市長に回答することに決定いたします。
-
- 議長 (鈴木 剛) 続きまして、日程第6議案第6号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局 (武田 主任) 事務局。
日程第6議案第6号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。
今年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。
議案第6号を御覧ください。
御審議いただく土地は、西神楽地区の1件となっております。
農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。
次に、議案第6号資料を御覧ください。
これらの農地は、非農地の判断に際して土地所有者の意向を確認中であり、次回の農地部会に上程したいと考えております。
以上でございます。
- 議長 (鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員 (宮嶋 睦子) はい、13番宮嶋です。
番号1番について、補足説明いたします。
1番につきましては、昨年度に遊休農地と判断しましたが、今年度、現況を確認したところ、荒廃化が進んでいたことから、今後の農地の効率的な利用は困難であると考え、非農地と判断しましたので、よろしくお願いたします。
- 議長 (鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長 (鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第6号「異議なし」と認め、議案のとおり非農地と決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので
報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷 係長） 事務局。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
は、合計6件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区
で2件、永山地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で1件となっ
ております。
届出の内訳としましては、相続による所有権の取得が5件、持分放棄
による所有権の取得が1件でございます。
このうち番号6番につきましては、4人が持分4分の1ずつを所有し
ていた土地について、そのうち3人がそれぞれの持分を放棄したこと
により、残る共有者である権利取得者に、あわせて持分4分の3が移転し
たものです。
これにより、権利取得者は持分4分の4を所有することになり、現在
は権利取得者の単独名義となっております。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事
務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございま
せんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。
-
- 議長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会
を閉会いたします。